



平成27年度 大阪労働局の行政



**誰もが安心して働き
活躍できる元気な大阪**

【3つの目標】

1

誰もが活躍できる良質な雇用機会の確保

2

健康が確保され安全で安心な職場の実現

3



誰もが活躍できる労働環境の整備



目次

- 1** 誰もが活躍できる良質な雇用機会の確保
．．．．． P.1
- 2** 健康が確保され安全で安心な職場の実現
．．．．． P.7
- 3** 誰もが活躍できる労働環境の整備
．．．．． P.14

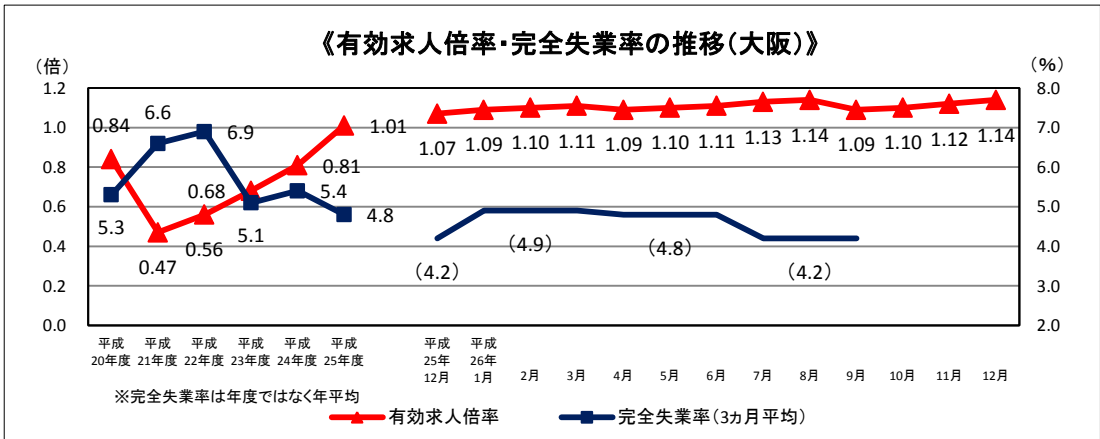
【付録】

- 労働基準監督署の管轄及び位置図 ．．．．． P.17
 - 労働基準監督署・相談コーナー所在地一覧 ．．．．． P.18
 - 公共職業安定所(ハローワーク)の管轄及び位置図 ．．．．． P.19
 - 公共職業安定所(ハローワーク)・出先機関所在地一覧 ．．．．． P.20
- 
- 

1 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

○ 良質な求人確保を行うなど、能動的なマッチングの推進を図ります

- ・ ハローワークシステムの有する検索機能を最大限活用し、求人・求職者の担当制等能動的なマッチングに向けた取組を実施します。
- ・ 正社員求人や有効求人倍率の低い求人等求職者のニーズの高い求人に重点を置いた早期マッチングを図ります。



《個別担当者制による相談風景》



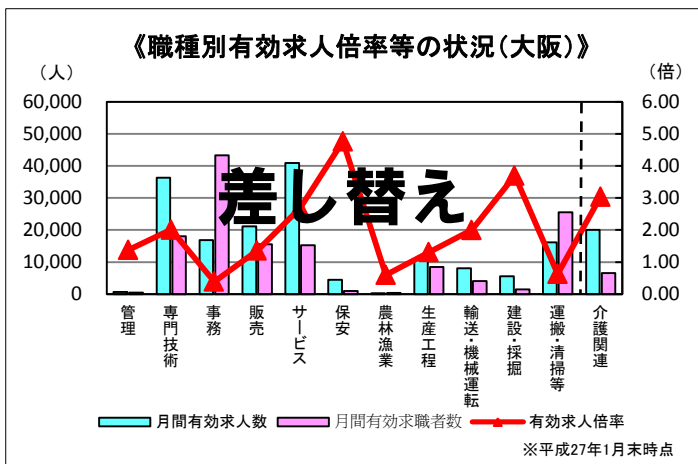
《面接必勝セミナーの様子》

○ 人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善を推進します

- ・ 介護・医療・保育職種への就業を希望する求職者に対する就職支援サービス及び当該分野の求人者に対する充足支援サービスを提供します。
- ・ 求人事業所の詳細な情報等の提供や、求職者向けセミナー及び採用面接会を兼ねた事業所見学会等、マッチングに向けて積極的に取り組みます。
- ・ 建設分野について、「建設人材確保プロジェクト」実施所(ハローワーク大阪東)を中心に、建設業団体と連携を図り、主に若年者層への建設業界についての知識を得る機会の提供や建設関係職種の未紹介・未充足求人へのフォローアップのための管理選考等を実施します。



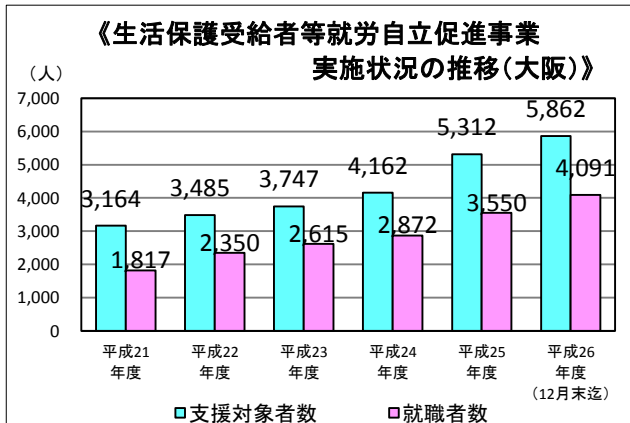
「建設人材確保プロジェクト」とは、長期化する建設分野での人手不足解消のため、ハローワークを中心に、建設分野で活躍する人材確保に向けた建設人材が不足している地域の主要なハローワークで
 ①求職者のニーズを踏まえた求人条件の設定に関する相談や援助
 ②建設資格を持つ求職者への求人情報の提供や面接会の実施等を通して、建設分野での人材確保を支援するプロジェクトのことで。



《面接会における鉄筋結束体験の様子》

2 地方自治体と一体となった雇用対策の推進

- 国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務の一体的実施の取組を推進します
 - ・ 平成27年3月31日現在、4カ所で一体的実施の取組を実施。(大阪府、大阪市(2カ所)、堺市)
 - ・ 平成27年4月1日に利便性に配慮し、「西淀川区役所」内に「ハローワーク in 西淀川」を設置。
- 地方自治体の雇用施策に連携・協力するなど、国と地方自治体との連携基盤を一層強化します
- 生活保護受給者等の生活困窮者に対する効果的な自立支援のため、福祉事務所へ設置するハローワークの常設窓口を増設する等、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援の充実を図ります
 - ・ 平成27年3月31日現在14カ所で開催(大阪市(9区)、豊中市、高槻市、岸和田市、枚方市、堺市北区)。
 - ・ 平成27年度においても4カ所増設予定。



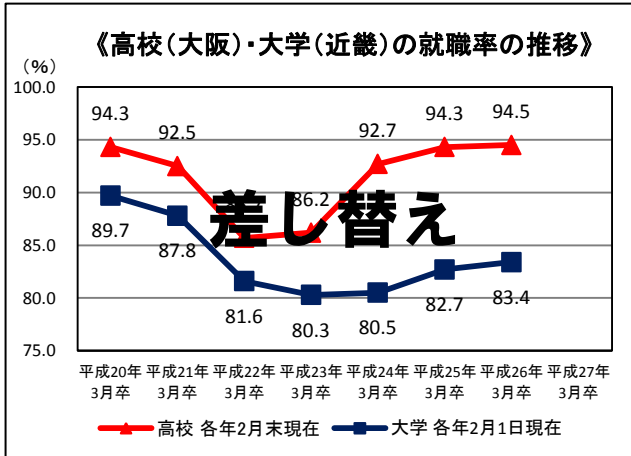
《ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援施設》

3 若者の雇用対策の推進

- 新卒者・既卒者に対する就職支援を強化します
 - ・ 大阪新卒応援ハローワーク及び府内各ハローワークにおいて、新卒者の求人確保や採用意欲のある企業と学生・生徒とのマッチング等により、新卒者・既卒者に対する就職支援を強化します。
 - ・ 学卒ジョブサポーター等による大学等への訪問、出張相談、就職支援セミナー等を実施します。
 - ・ 詳細な採用情報等を公開して積極的に若者を採用・育成する「若者応援宣言企業」の更なる普及拡大・情報発信の強化を図り、学生等若者と若者応援宣言企業とのマッチングに引き続き、取り組みます。

○ フリーターなどの正規雇用化を推進します

- ・ ハローワーク等を利用し就職が決定した者等を中心として職場定着支援を行います。
- ・ 大阪わかものハローワーク、あべの・わかものハローワークの2箇所の支援拠点と府内各ハローワークのわかもの支援窓口等を通じてフリーター等の正規雇用化を推進します。
- ・ ニートの若者等へ職業的自立支援及び就職後の職場定着支援を行う「地域若者サポートステーション事業」について周知を行い、引き続きハローワークとこれら支援施設との連携を図ります。
- ・ 企業内での正社員転換等の処遇改善や人材育成等のキャリアアップの取組を促進するため、各種助成金制度について、積極的な活用を促します。
- ・ 「トライアル雇用奨励金」の活用を促し、フリーター・ニート等の正社員就職を促進します。



「若者応援宣言企業」とは、一定の労務管理の体制が整備されており、ハローワークに若者(35歳未満)対象の正社員求人を提出し、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を公表する「中小・中堅企業」であり、労働関係法令違反、新規学卒者の内定取消、事業主都合による解雇・退職勧奨等を行っていない企業のことです。



《大阪新卒応援ハローワーク
レギュラーマッチングブース》



《フレッシュ&わかもの就職面接会の様子》

4 子育てを行っている女性等に対する雇用対策の推進

○ 女性のライフステージに対応した活躍を支援します

- ・ 子ども連れでも参加しやすい託児付きセミナーの実施や利用しやすいキッズコーナーの整備を行います。
- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人の開拓及び収集した求人情報の積極的な周知を図ります。
- ・ マザーズハローワーク及びマザーズコーナーを中心に、子育て女性等に対して、個々の状況に応じた就職実現プランを策定し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施します。



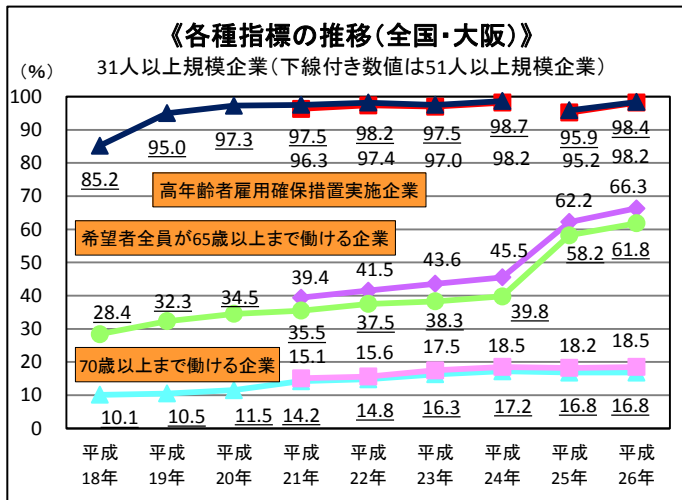
《堺マザーズハローワーク親子セミナーの様子》



《キッズコーナーの風景》

5 高齢者の雇用対策の推進

- 年齢に関わりなく意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進及び再就職を援助・促進します
- 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大のため、シルバー人材センター事業等を推進します



「高年齢者雇用確保措置」とは、定年年齢を65歳未満としている事業主に対し、雇用する労働者について65歳までの安定した雇用機会を確保するため、次の①から③のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)の実施を義務付けたものです。

- ①65歳まで定年年齢を引き上げ
- ②希望者全員を対象とする、65歳までの継続雇用制度を導入
- ③定年制の廃止

31人以上規模企業における状況(11,571社)

- 65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施している企業割合……98.2%
- 希望者全員が65歳以上まで働ける企業割合……66.3%
- 70歳以上まで働ける企業割合……18.5%



《いきいきシニア就職面接会の様子》

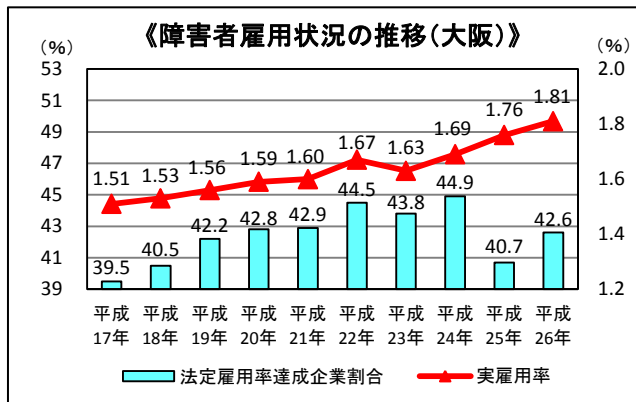


《シルバー人材センター作業風景》

6 障害者などの雇用対策の推進

- 障害特性に応じた就労支援を推進します
 - ・ 就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」や「就職面接会」、「就職ガイダンス」の積極的な実施により、マッチング機能を強化し、更なる就職促進を図ります。
- 中小企業に重点を置いた支援策を実施します

○ 税制上の優遇措置の活用を促進し、障害者雇用の更なる拡大を図ります



《障害者就職面接会の様子》

7 職業訓練を活用した就職支援

○ 適切な受講あっせんを行います

- ・ 主に雇用保険の受給者を対象に、就職に必要な技能及び知識を習得するための公共職業訓練への受講あっせんを行います。
また、雇用保険を受給出来ない方のセーフティネットとして、求職者支援訓練への受講あっせん等の支援を行います。
- ・ 訓練コースのあっせんにあたっては、ジョブ・カードを活用するなどきめ細やかなキャリア・コンサルティングにより、その人の就職の可能性を高める適切な訓練を案内します。

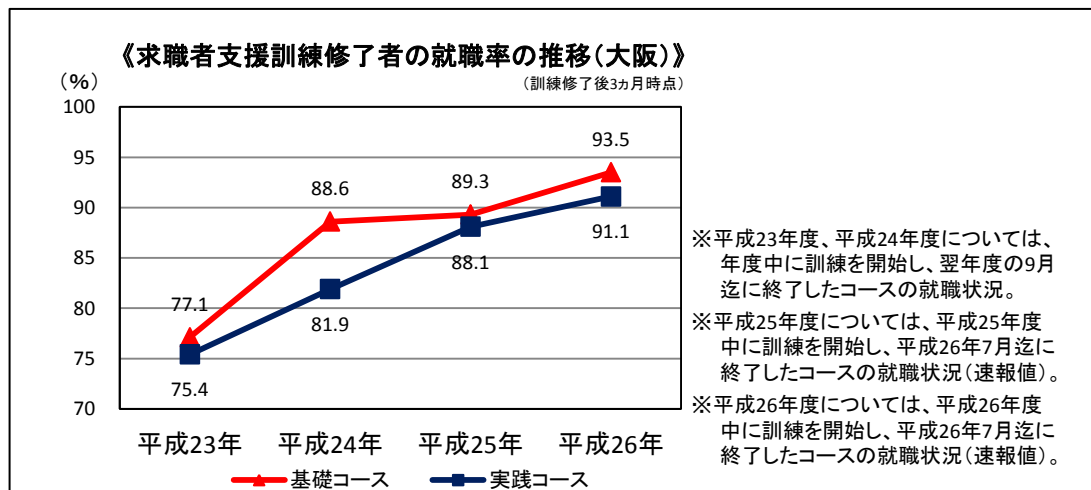


「ジョブ・カード」とは、

ジョブ・カードとは、「履歴シート」「職務経歴シート」「キャリアシート」などのシートからなるファイルのことです。ジョブ・カードにこれまでの学習歴や職務経歴、将来に向けた希望や目標などを記入し、記入したジョブ・カードをもとにキャリア・コンサルティングを受けることで、自分の職業能力・職業意識やキャリア形成上の課題が明確となり、就職活動やその後の安定雇用役に役立つことができます。
一定の職業訓練を修了された方には、「評価シート」が交付され、ジョブ・カードの一部として追加できます。

○ 訓練終了(予定)者に対する就職支援を強化します

- ・ 訓練修了後も就職に向け、担当者制も含めたきめ細やかなフォローにより就職をサポートします。



○ 大阪府等との連携体制を強化します

- ・ 大阪府など関係機関と連携し、人材不足分野等の人材確保、人材育成や求職者の動向及び訓練ニーズに対応できるよう、求職者支援訓練の訓練実施分野や規模等を検討し、地域職業訓練実施計画を策定します。

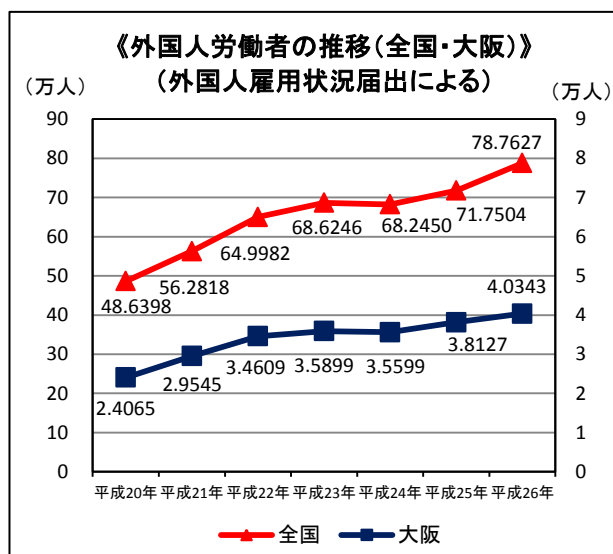
8 外国人雇用対策の推進

○ 外国人求職者に対する適切な支援を行います

- ・ 外国人求職者の専門相談員及び通訳を効果的に配置し、適格な職業紹介、職業指導等の推進を図ります。

○ 留学生の就職支援及び専門的・技術的分野の外国人の就業を促進します

- ・ 大阪外国人雇用サービスセンターを中心に、「専門的・技術的分野」での外国人労働者の就業促進を図るとともに、大阪新卒応援ハローワークと連携し留学生の国内就職促進のため留学生就職ガイダンスや留学生就職面接会の開催など効果的な支援を実施します。



○ 外国人労働者の雇用管理の改善と適正就労を推進します

- ・ 外国人労働者問題啓発月間における「啓発セミナー」の開催及び「外国人雇用Q&A」パンフレットを活用し、外国人労働者の適正な受け入れの推進、不法就労の防止について周知啓発を図ります。
また外国人雇用状況の届出制度の周知徹底を図るとともに、外国人指針に基づく事業主指導を計画的・効果的に実施します。



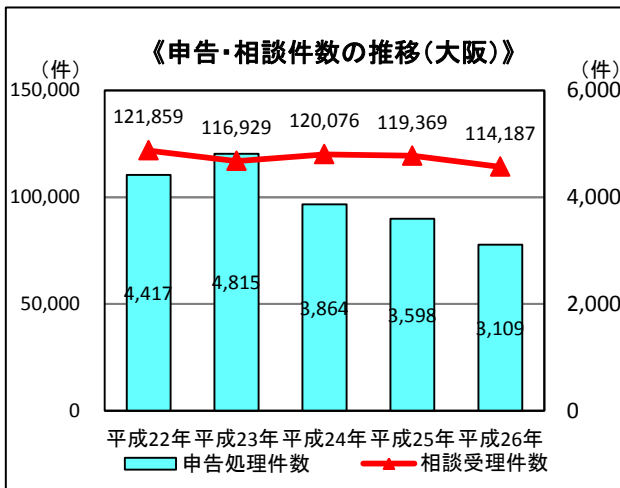
「外国人雇用状況の届出制度」とは、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として、すべての事業主に対し、外国人労働者(特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く)の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務づけている制度です。

健康が確保され安全で 安心な職場の実現

1 労働条件の確保・改善対策の推進

○ 法定労働条件の確保等に努めます

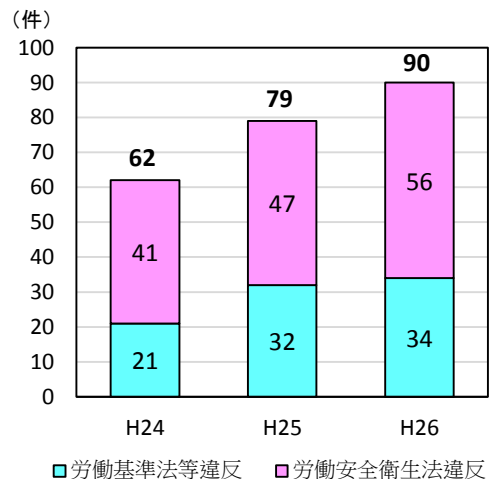
- ・ 長時間・過重労働による健康障害の発生が懸念される事業場を重点的に指導します。
- ・ 重大・悪質な事案には、厳正に対処し同種事案の発生防止のため、刑事事件として送検した事案等を積極的に公表します。
- ・ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を強化し、寄せられた相談等に基づき監督指導等を行います。



《平成26年定期監督等実施事業場数(大阪)》

定期監督等実施事業場数 5,998事業場		事業場数	違反率
違反事業場数		4,544	75.8%
労働基準法 違反条項と 内容 (主要な違反のみ)	15条 労働条件明示	991	16.5%
	32・40条 労働時間	1,828	30.5%
	37条 割増賃金	1,214	20.2%
	89条 就業規則	904	15.1%

《法違反被疑事件の送検状況の推移(大阪)》



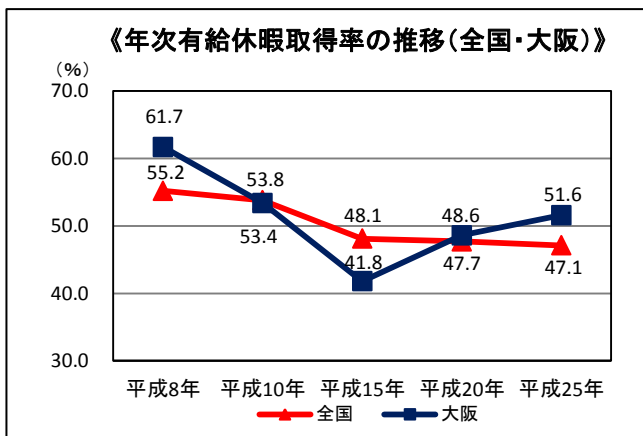
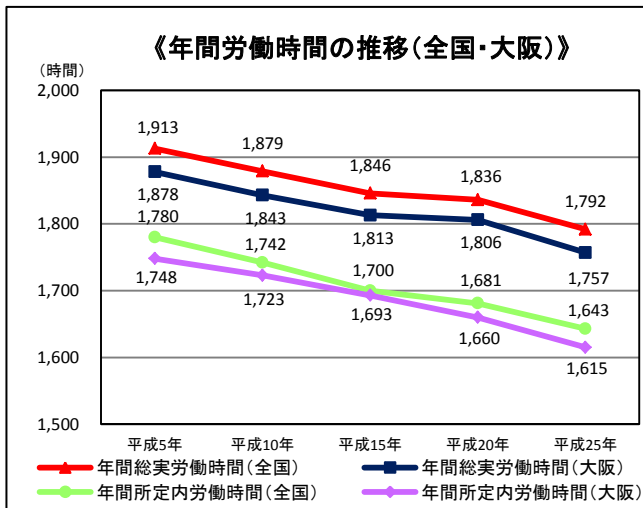
○ 特定の分野における労働条件確保を推進します

- ・ 介護労働者、自動車運転者、障害者、技能実習生等の労働条件確保のため関係行政機関と連携し、労働基準関係法令の遵守の徹底を図ります。

2 適正な労働条件の整備促進

○ ワーク・ライフ・バランスを推進します

- ・ 働き方・休み方の見直しをすすめるため、「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行います。
- ・ 「働き方・休み方改善コンサルタント」による労働時間等の設定改善のための助言・指導、ワークショップを実施します。
- ・ 働き方・休み方の現状を労使が自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の普及、中小企業に対する助成金の活用等を推進します。
- ・ 「朝型」の働き方等の普及にむけた周知・啓発を行います。



「ワークショップ」とは、参加者が取組事例を研究・発表し、問題解決の方法について班別討議に参加する等の研修のことです。

働き方・休み方改善コンサルタントとは？

・ 所定外労働を削減して、従業員の健康を確保するには？
 ・ 変形労働時間制を導入するには？
 ・ 年次有給休暇の計画的付与制度とは？等々

企業からの労働時間全般的相談等に
 応じています。

個別相談の実施
 事業所の労働時間等の現状分析を行い、好事例等を参考に改善方法を提示します。
 労働時間関係助成金制度の活用等についてもアドバイスしています。
 [平成25年度実績]
 窓口相談 314回(延べ)
 電話相談 1,805回(延べ)
 訪問件数 231件

好事例の紹介
 ワークショップ等で収集した好事例から厳選した「大阪版7つの好事例集！」を作成。職場の改善に役立ていただけます。

働き方・休み方の改善(ワークライフバランスの実現)

ワークショップの開催
 長時間労働の解消に積極的に取り組む事業場を中心に、グループワークを実施。
 各社貴重な情報を交換するとともに、豊富な改善事例を収集しています。
 [平成25年度実績]
 8回実施 79社 144名参加

セミナー等の実施
 長時間労働解消のためのセミナーや、各事業所における労働時間の基礎研修の講師など、幅広くセミナー等を実施しています。
 [平成25年度実績]
 24回実施 579名参加

※コンサルタントは専門的な知識・経験を有する社会保険労務士等から任用されています。国家公務員法により秘密は厳守いたします。

電話：06-6949-6494

大阪労働局 労働基準部 労働時間課
 〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67
 大阪合同庁舎2号館9階

ご利用のお申込みは裏面の利用申込書によりFAX等でお願います。後日、コンサルタントからご連絡します。

働き方・休み方改善コンサルタント
 Dr.カイゼン

《働き方・休み方改善コンサルタントによる取組紹介リーフレット》

○ 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組を推進します

- ・ 病院関係者が行う労務管理改善のための自主的な取組への支援を推進します。

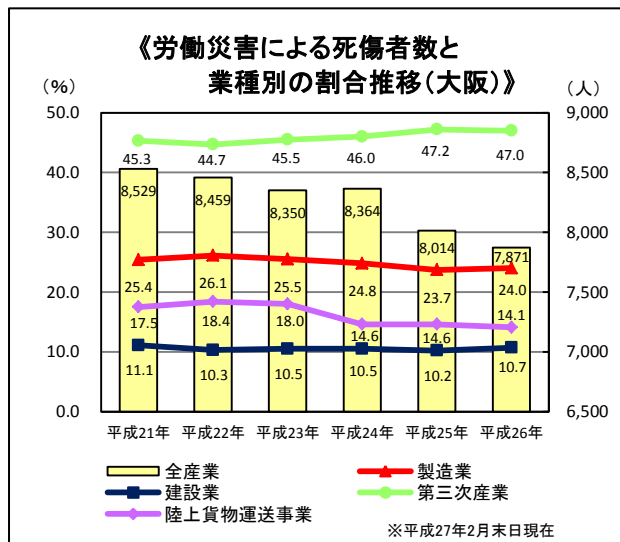
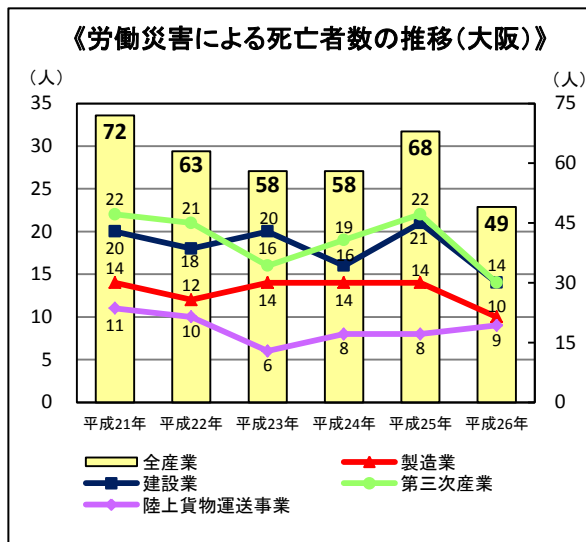
○ 「多様な正社員」の普及・拡大に努めます

- ・ 職務等を限定した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、事例集等を用いて、周知を図ります。

3 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

○ 大阪労働局労働災害防止推進計画を推進します

- ・ 死傷災害 目 標:平成24年と比較して、平成29年までに14%以上減少
重点業種:小売業・社会福祉施設・飲食店・陸上貨物運送事業
- ・ 死亡災害 目 標:平成24年と比較して、平成29年までに12%以上減少
重点業種:建設業・製造業



○ ゼロ災・大阪「安全見える化運動」を展開します

- ・ 好事例を活用し積極的に「安全の見える化」が実施されるよう普及促進します。

ゼロ災大阪「安全見える化運動」

★スローガン
見ること「気づき」から「考動」へ

職場において、「見ること」がきっかけとなって、心の中に「気づき」が生まれ、見える前とは異なる、より安全を優先する「思考」や「行動」につながる。このような観点から、本スローガンにより「安全見える化運動」を展開することとする。

★期間 平成25年度から5か年

★主催者 大阪労働局及び管内各労働基準監督署



「安全見える化運動」とは、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動等を積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進し、健康が確保され安全・安心な現場・職場の実現を図ろうとする運動です。



○ 「命綱GO活動」(いのちつなごうかつどう)を展開します

- ・ 建設業での死亡災害の約6割を占める墜落・転落災害の防止を図るため、墜落防止設備を設けたうえで、命綱(安全帯)の使用徹底を図る活動を展開します。



スローガン

「命綱 使って つなGO 大切な命」



《建設現場局長パトロール》



《二丁掛け安全帯教育訓練》

○ 化学物質による健康障害防止対策を推進します

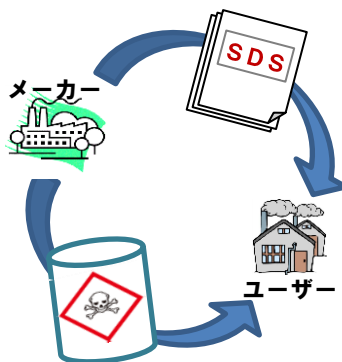
- ・ 化学物質の製造者や提供者に対し、危険有害情報の確実な伝達のため、譲渡・提供時の容器へのラベル表示や、SDS(安全データシート)の確実な交付を指導します。
- ・ 化学物質を取り扱う事業者に対し、容器のラベル表示やSDSの情報を用いた適切なばく露防止措置を指導します。



急性毒性(区分1～区分3)



呼吸器感作性、生殖細胞変異原性
発がん性、生殖毒性
特定標的臓器毒性(単回ばく露)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)
吸引性呼吸器有害性



「SDS」とは、
化学物質の安全な取扱い
を確保するために、化学物
質の危険有害性等に関す
る情報を記載した文書のこ
とです。

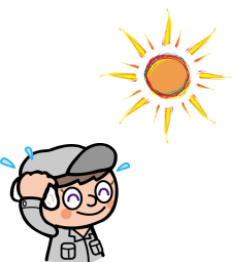
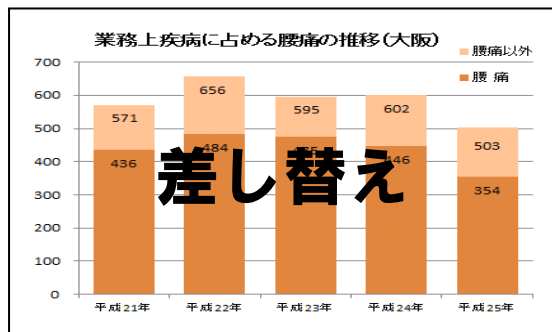
○ メンタルヘルス対策を推進します

- ・ 12月に施行されるストレスチェック制度が円滑に実施されるため、事業者及び実施者となる医師や保健師などに対し実施方法などについて周知します。



○ 職業性疾病予防対策等を推進します

- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づき、社会福祉施設や小売業などを重点に腰痛予防対策を推進します。
- ・ 休憩場所の整備や水分・塩分の摂取方法などを定めた「大阪労働局熱中症予防対策要綱」による取組を屋外型業種を中心に促進します。



○ 石綿(アスベスト)による健康障害防止対策を推進します

- ・ 吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材などから石綿粉じんが発散するおそれがある場合の除去や封じ込めなどの措置の徹底を図ります。
- ・ 石綿にかかる健康管理手帳制度について、広く周知を行います。



4 最低賃金制度の適切な運営

○ 最低賃金制度の適切な運営を行います

- ・ 大阪地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めます。
- ・ 最低賃金の改定等について周知・広報を行うとともに、監督指導等により履行確保を図ります。
- ・ 最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業等への支援事業としてワン・ストップ無料相談窓口の活用促進を図ります。

「大阪地方最低賃金審議会」とは、大阪府内の最低賃金の決定、改正等を行うに当たって、最低賃金法に基づく公正な行政運営を確保するため、労使代表と学識経験者で構成された大阪労働局に設置された審議会です。

最低賃金	時間額	発効年月日
大阪府最低賃金	838円	平成26年10月5日
塗料製造業	880円	平成26年10月31日
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	862円	平成26年11月13日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	840円	平成26年12月6日
鉄鋼業	876円	平成26年11月7日
自動車・同附属品製造業	860円	平成26年11月30日
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	840円	平成26年12月14日
自動車小売業	850円	平成26年12月11日

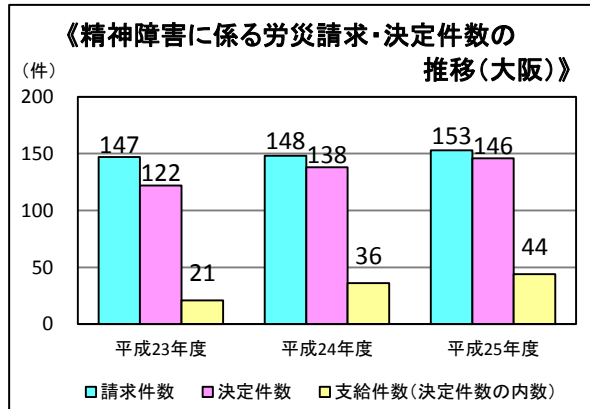
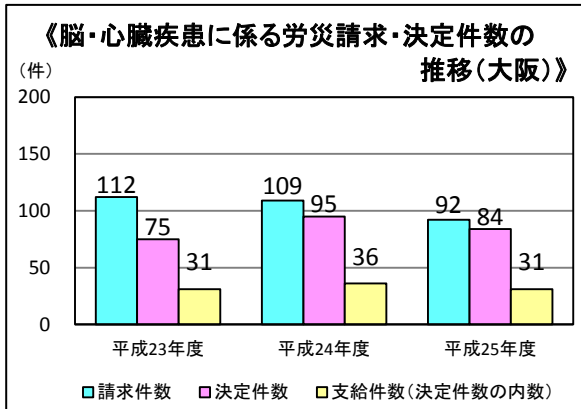
◇各種商品小売業については、平成26年9月28日をもって廃止されました。



5 労災補償対策の推進

○ 迅速・適正な労災補償を実施します

- ・ 脳・心臓疾患事案及び精神障害事案をはじめとする労災補償給付の請求について、認定基準等に基づき迅速・適正な処理を行います。
- ・ 労災保険の窓口業務について、相談者等に対して丁寧な説明を行います。



○ 石綿関連疾患に係る補償(救済)制度の更なる周知の徹底を行います

- ・ 労災補償及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の周知・広報に努め、石綿による疾病についての労災請求等の一層の促進を図ります。

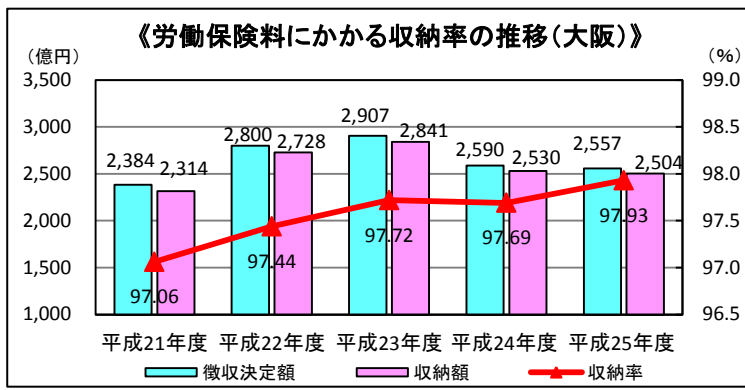


6 労働保険料等の適正徴収・労働保険未手続事業一掃対策

○ 前年度以上の収納率を目指します

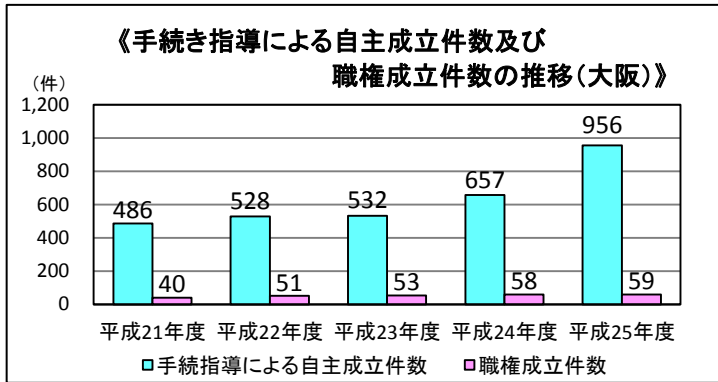
- ・ 積極的な差押え等の強制措置及び「口座振替による納付」の周知・勧奨を実行します。

事業主の皆様へ 労働保険料の納付はゆとりの口座振替で
保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。



○ 労働保険の未手続事業一掃対策の推進を行います

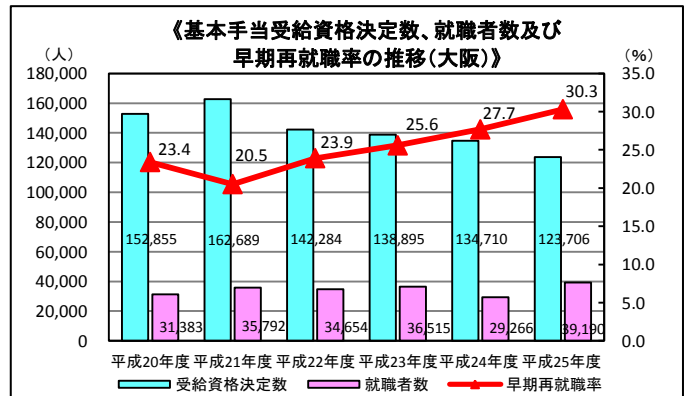
- ・ 局・監督署・ハローワークが一体となって、労働保険未手続事業の一掃に取り組みます。
- ・ 特に度重なる指導にもかかわらず成立手続きを行わない事業主には、職権による成立を実施します。



7 雇用保険制度の安定的運営

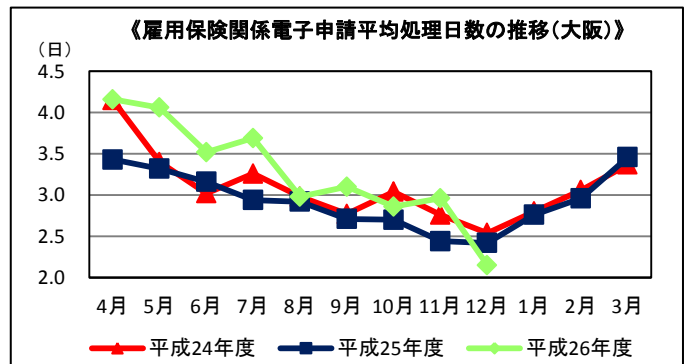
○ 受給資格者の早期再就職を促進します

- ・ 雇用保険受給者の早期再就職を目標を掲げ、より一層推進していきます。
- ・ 雇用保険受給者が安心して職業相談窓口をご利用いただけるようサービス内容の情報提供や、積極的な窓口誘導を行います。



○ 電子申請の利用促進と届出処理を短縮します

- ・ 「新たなオンライン利用に関する計画」に基づき、雇用保険関係の電子申請利用促進を図ります。
- ・ 電子申請受付後の処理日数について、平成28年度迄に、原則3.2日以下(繁忙期除く)を目指します。



誰もが活躍できる 労働環境の整備

1 働き方改革の推進

- 平成27年1月21日に設置した「大阪労働局働き方改革推進本部」を中心に、
 - ・ 企業の自主的な働き方の見直しを推進
 - ・ 地域における働き方改革の気運の醸成
 - ・ 誰もが活躍できる労働環境の整備
- を図るため、5つの推進プランを実施します。



《大阪労働局長から経済団体等への協力要請》

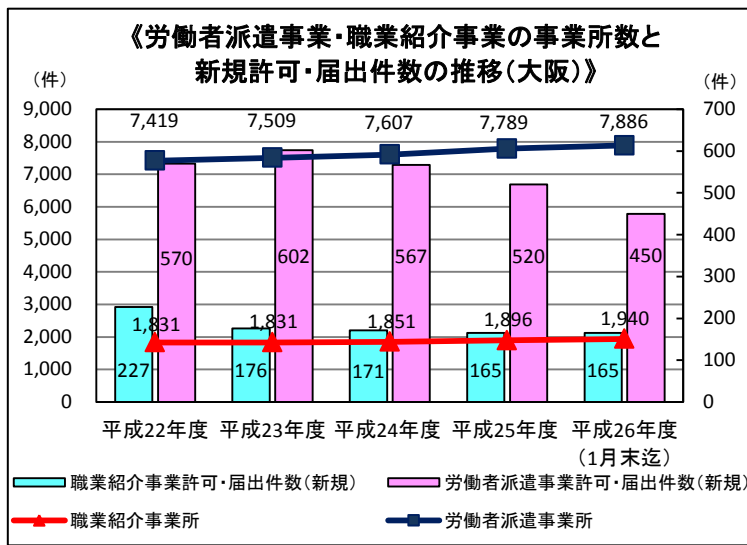
プラン 1	団体、リーディングカンパニーへの直接要請 ○ 地域の経済団体・労働団体のトップ等に対し、働き方改革に対する協力を要請 ○ 労働局長、労働基準部長、雇用均等室長が、地域のリーディングカンパニーを訪問、企業トップに直接要請書を手交、働き方改革に向けた取組を働きかけ
プラン 2	企業による働き方改革宣言の募集 ○ 地域のリーディングカンパニーのトップによる「働き方改革宣言」の募集 ○ 大阪労働局HPで公表
プラン 3	長時間労働が懸念される企業への働き方改革に向けた啓発 ○ 固定残業代採用企業、1か月80時間を超える時間外労働が可能となる36協定を締結している企業への長時間労働抑制、働き方改善・見直しへの啓発
プラン 4	働き方改革セミナーの開催 ○ 「仕事と家庭の調和」、「女性の活躍推進」、「地域の特性を生かした魅力ある就業機会の創出」、「メンタルヘルス対策」、「正社員化の促進」他を内容とするセミナーの開催
プラン 5	仕事と家庭の両立支援のための働き方改革の推進 ○ 次世代育成支援のための行動計画策定を通じた働き方の見直しについて、リーディングカンパニー等企業への働きかけ

2 「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」の円滑な施行

- 平成27年4月1日に施行される特別措置法について周知に努めるとともに、同法に基づく申請に対しては迅速・適正に対処します。

3 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

- 許可申請・届出事業者及び派遣労働者等への法制度の周知徹底を行います
 - ・ 許可・届出受理後の説明会や労働者派遣セミナーの開催等を通じて、労働者派遣事業や職業紹介事業を行う事業者及び派遣労働者等への法制度の周知徹底を図ります。
- 許可申請・届出に対する適切な調査確認を行います
 - ・ 労働者派遣事業や職業紹介事業を始めようとする事業者に対して説明会を開催する等、適正な許可申請・届出について周知徹底するとともに、適切な調査確認を行います。
- 労働者派遣法、職業安定法等遵守の徹底を行います
 - ・ 事業者が法令を遵守し、需給調整機能を十分に発揮するよう、的確な指導監督を行います。
- 派遣労働者に対する積極的な支援等を行います
 - ・ 派遣就業等についての苦情・相談に対して、迅速・適切な対応を行います。



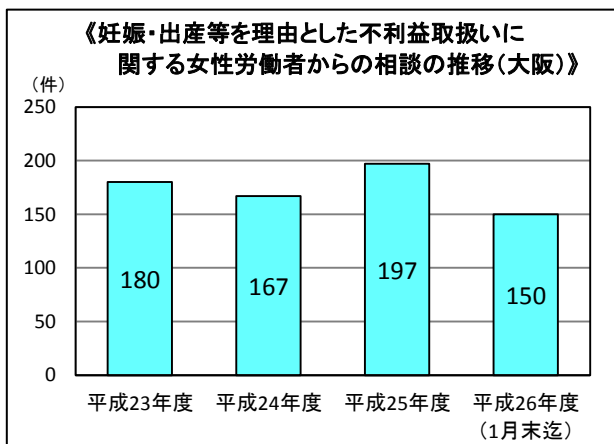
《労働者派遣セミナーの様子》

4 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策

○ 男女雇用機会均等法の実効性を確保します

- ・ 事業主への指導、法律に関する相談、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。
- ・ 妊娠・出産等による不利益取扱いに関する相談については、事業主に対し、積極的な是正指導等を行います。
- ・ セクシュアルハラスメントに関する相談については、事業主に対し、実効ある対策が講じられるよう、指導等を行います。

○ ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対し助言や助成金の支給等により支援、働きかけを行います



ポジティブ・アクション
シンボルマーク「きらら」

「ポジティブ・アクション」とは、男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指して、企業が自主的かつ積極的に行う取組のことです。

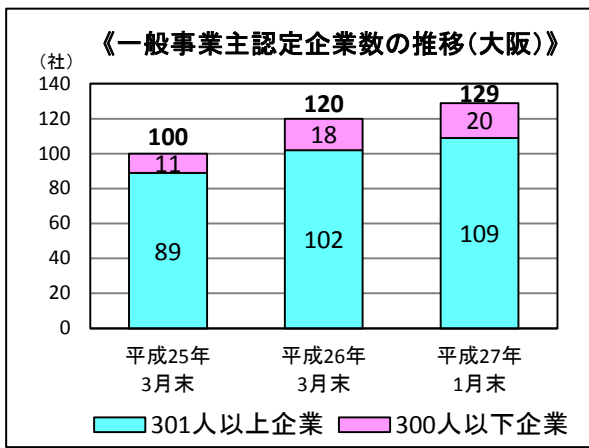
5 職業生活と家庭生活の両立支援対策

○ 育児・介護休業法の確実な履行を行います

- ・ 事業主への指導、法律に関する相談、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。

○ 次世代育成支援対策を推進します

- ・ 改正次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援、指導を行います。
- ・ くるみん認定、プラチなくるみん認定の取得促進と認定マークの認知度の向上を図ります。



← プラチナくるみんマーク

くるみんマーク →



6 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保対策

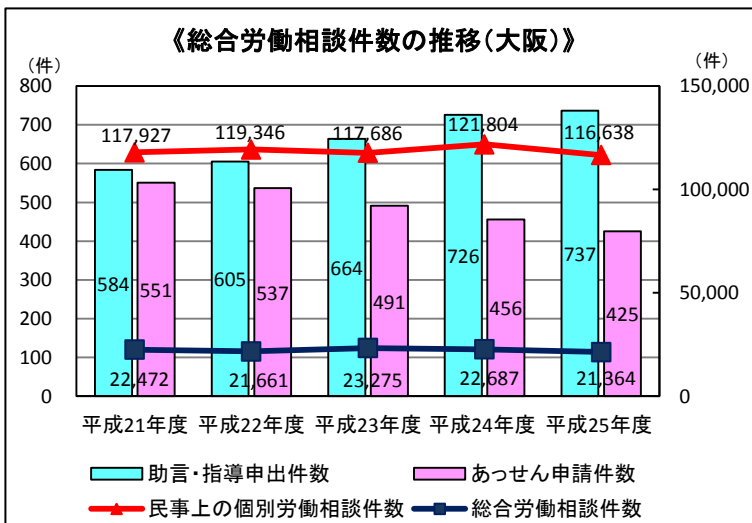
- 改正パートタイム労働法の確実な履行及びパートタイム労働者の均等・均衡待遇等に取り組む事業主等への支援を行います
 - ・ 事業主への指導やアドバイス、法律に関する相談、パートタイム労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。

～パートタイム労働法の改正～

平成27年4月1日からパートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法が改正されました。

7 個別労働関係紛争解決の促進

- 適切かつ積極的な相談、助言・指導及びあっせんを実施します
 - ・ 総合労働相談コーナーでは、労働契約法など関連する法令・判例の情報提供を行うとともに、「助言・指導」を行います。また、紛争調整委員会による「あっせん」により、民事上の個別労働関係紛争の解決を援助します。
- 労働相談の利便性の向上に努めます
 - ・ 企画室総合労働相談コーナーでは、他のコーナーより1時間延長して、午前9時から午後6時まで相談に対応します。

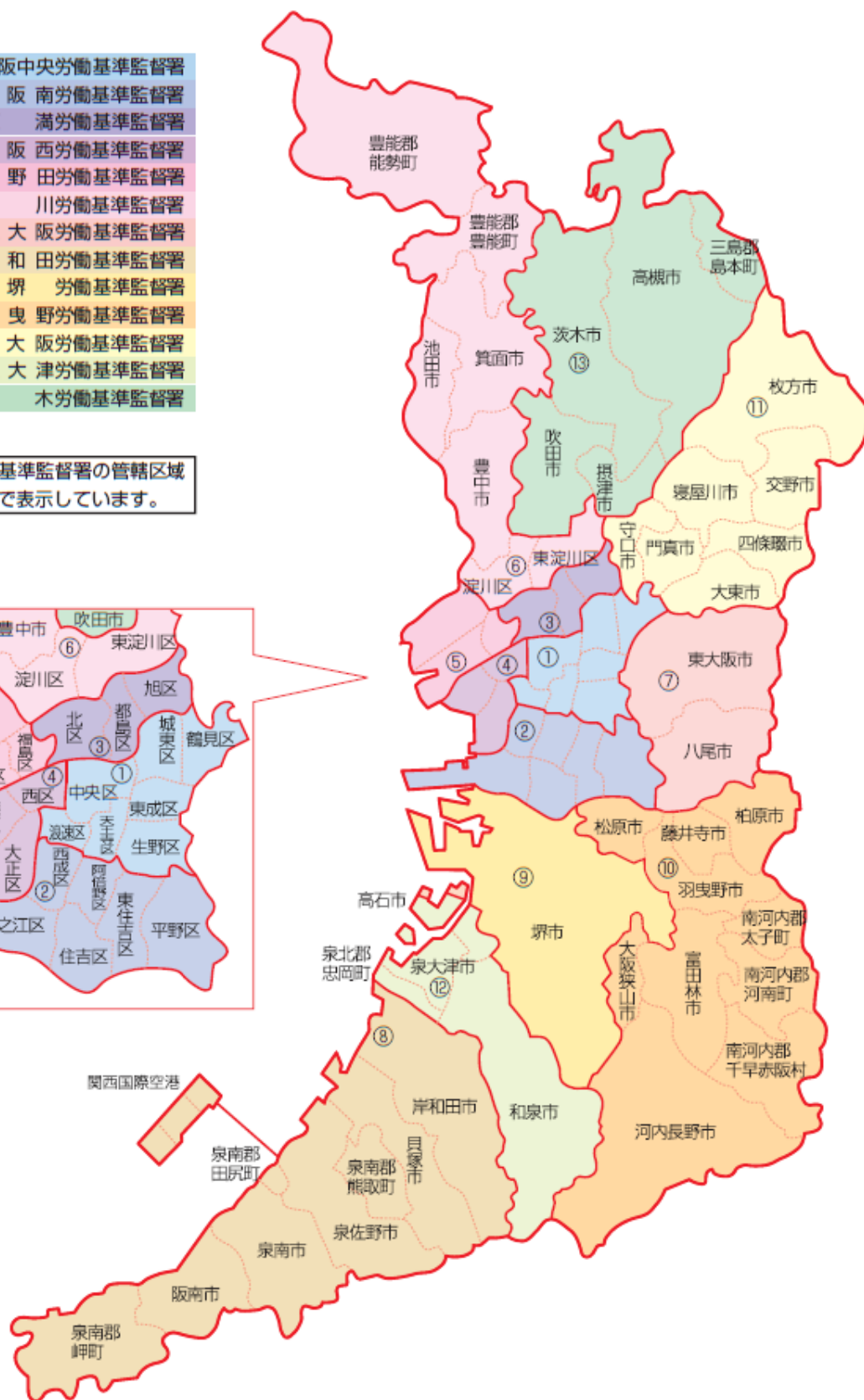


《企画室総合労働相談コーナーの様子》

労働基準監督署の管轄及び位置図

- ①大阪中央労働基準監督署
- ②大阪南労働基準監督署
- ③天満労働基準監督署
- ④大阪西労働基準監督署
- ⑤西野田労働基準監督署
- ⑥淀川労働基準監督署
- ⑦東大阪労働基準監督署
- ⑧岸和田労働基準監督署
- ⑨堺労働基準監督署
- ⑩羽曳野労働基準監督署
- ⑪北大阪労働基準監督署
- ⑫泉大津労働基準監督署
- ⑬茨木労働基準監督署

労働基準監督署の管轄区域
を色で表示しています。



労働基準監督署・相談コーナー 所在地一覧

● 労働基準監督署

名称	所在地	電話番号（ダイヤルイン番号）	開庁時間
大阪中央	大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10 大阪中央労働総合庁舎4・5階	(代表)06-6941-0451 (安衛)06-7669-8727 (監督)06-7669-8726 (労災)06-7669-8728	8:30~17:15 (月~金) (土・日・休祝日・年末年始は閉庁)
	管轄区域	大阪市のうち中央区・東成区・城東区・天王寺区・浪速区・生野区・鶴見区	
大阪南	大阪市西成区玉出中2-13-27	(代表)06-6653-5050 (安衛)06-7688-5581 (監督)06-7688-5580 (労災)06-7688-5582	
	管轄区域	大阪市のうち住之江区・住吉区・西成区・阿倍野区・東住吉区・平野区	
天満	大阪市北区天満橋1-8-30、OAPタワー7階	(代表)06-6358-0261 (安衛)06-7713-2004 (監督)06-7713-2003 (労災)06-7713-2005	
	管轄区域	大阪市のうち北区・都島区・旭区	
大阪西	大阪市西区北堀江1-2-19 アステリオ北堀江ビル9階	(代表)06-6531-0801 (安衛)06-7713-2022 (監督)06-7713-2021 (労災)06-7713-2023	
	管轄区域	大阪市のうち西区・港区・大正区	
西野田	大阪市此花区西九条5-3-63	(代表)06-6462-8101 (労災)06-7669-8788 (監督・安衛)06-7669-8787	
	管轄区域	大阪市のうち此花区・西淀川区・福島区	
淀川	大阪市淀川区西三国4-1-12	(代表)06-6350-3991 (安衛)06-7668-0269 (監督)06-7668-0268 (労災)06-7668-0270	
	管轄区域	大阪市のうち東淀川区・淀川区・池田市・豊中市・箕面市・豊能郡	
東大阪	東大阪市若江西新町1-6-5	(代表)06-6723-3006 (安衛)06-7713-2026 (監督)06-7713-2025 (労災)06-7713-2027	
	管轄区域	東大阪市・八尾市	
岸和田	岸和田市岸城町23-16	(代表)072-431-3939 (安衛)072-498-1013 (監督)072-498-1012 (労災)072-498-1014	
	管轄区域	岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・泉南郡	
堺	堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎3階	(代表)072-238-6361 (安衛)072-340-3831 (監督)072-340-3829 (労災)072-340-3835	
	管轄区域	堺市	
羽曳野	羽曳野市誉田3-15-17	(代表)072-956-7161 (労災)072-942-1309 (監督・安衛)072-942-1308	
	管轄区域	富田林市・河内長野市・松原市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・南河内郡	
北大阪	枚方市東田宮1-6-8	(代表)072-845-1141 (安衛)072-391-5826 (監督)072-391-5825 (労災)072-391-5827	
	管轄区域	守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・四條畷市・交野市	
泉大津	泉大津市池浦町1-5-4	(代表)0725-32-3888 (労災)0725-27-1212 (監督・安衛)0725-27-1211	
	管轄区域	泉大津市・和泉市・高石市・泉北郡	
茨木	茨木市上中条2-5-7	(代表)072-622-6871 (安衛)072-604-5309 (監督)072-604-5308 (労災)072-604-5310	
	管轄区域	茨木市・高槻市・吹田市・摂津市・三島郡	

● 総合労働相談コーナー

総合労働相談フリーダイヤル 0120-939-009 (ご利用時間 9:00~18:00) (注1)

総合労働相談コーナー	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階 大阪労働局労働総務部企画室内	0120-939-009(注1) 06-7660-0072	9:00~18:00 (注2) (月~金) (土・日・休祝日・年末年始は閉庁)
		(代表)06-6949-6050	9:00~17:00 (月~金) (土・日・休祝日・年末年始は閉庁)

各労働基準監督署内にも総合労働相談コーナーを併設 (開設時間 9:00~17:00)

(注1) 大阪府外及び携帯電話、IP電話等からはご利用になれません。

(注2) 来館受付時間は17時45分までです。

● 外国人労働者相談コーナー

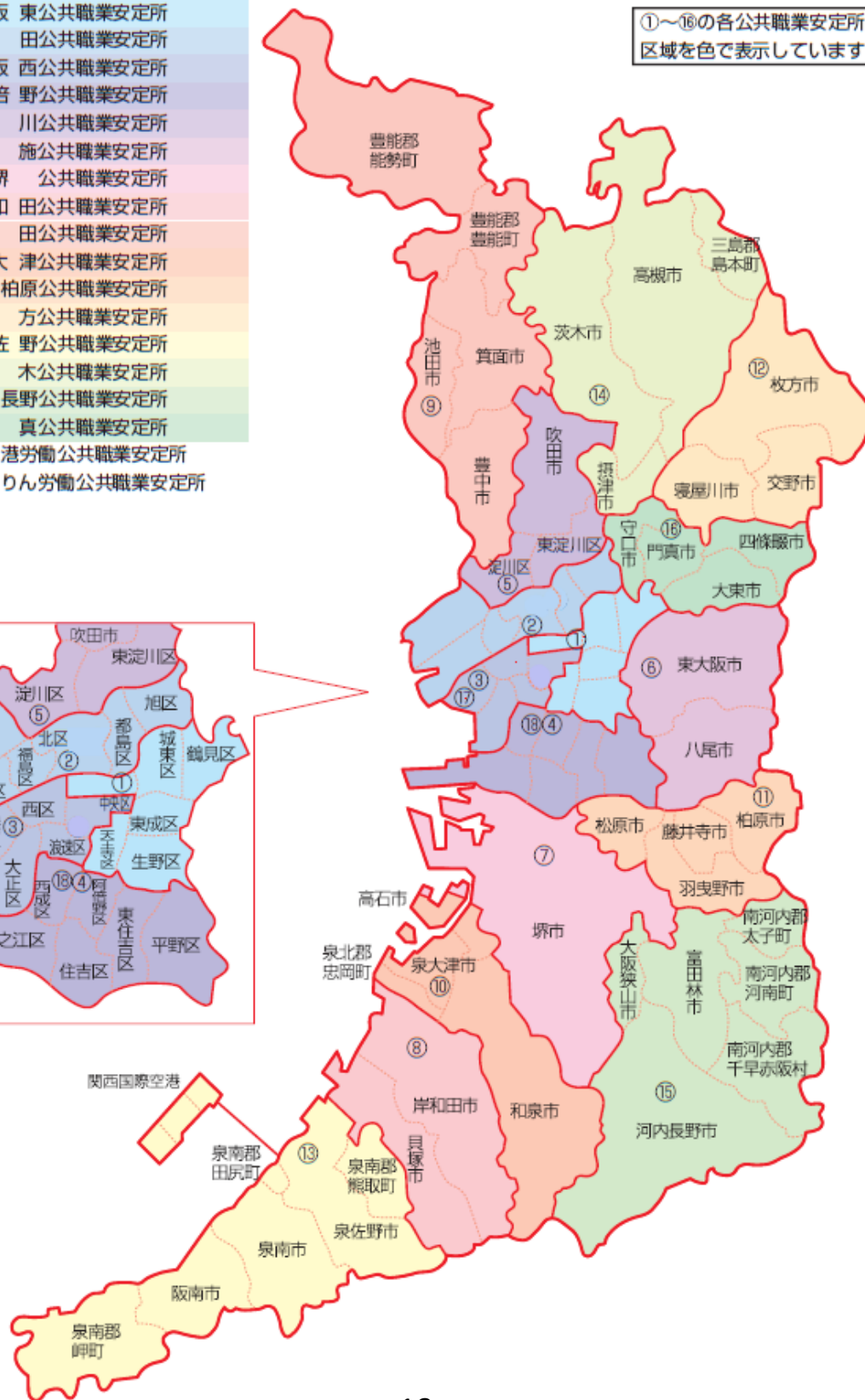
外国人労働者 相談コーナー	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階 大阪労働局労働基準部監督課内	(代表)06-6949-6490	相談日の 9:00~17:00
相談日 (英語: 月曜・水曜 ポルトガル語: 水曜・木曜 中国語: 水曜)			

※年末年始: 12月29日~1月3日

公共職業安定所（ハローワーク） の管轄及び位置図

- ①大阪 東公共職業安定所
- ②梅田公共職業安定所
- ③大阪 西公共職業安定所
- ④阿倍野公共職業安定所
- ⑤淀川公共職業安定所
- ⑥布施公共職業安定所
- ⑦堺公共職業安定所
- ⑧岸和田公共職業安定所
- ⑨池田公共職業安定所
- ⑩泉大津公共職業安定所
- ⑪河内柏原公共職業安定所
- ⑫枚方公共職業安定所
- ⑬泉佐野公共職業安定所
- ⑭茨木公共職業安定所
- ⑮河内長野公共職業安定所
- ⑯門真公共職業安定所
- ⑰大阪港労働公共職業安定所
- ⑱あいりん労働公共職業安定所

①～⑱の各公共職業安定所の管轄区域を色で表示しています。



公共職業安定所(ハローワーク)・出先機関 所在地一覧

● 公共職業安定所(ハローワーク)

名称		所在地	電話番号	ご利用時間
大阪東	管轄区域	大阪市中央区農人橋2-1-36 ピップビル1~3階 大阪市のうち中央区(大阪西の管轄区域を除く)・東成区・天王寺区・城東区・鶴見区・生野区	06-6942-4771	8:30~17:15(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
	管轄区域	大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16階 大阪市のうち北区・都島区・旭区・此花区・福島区・西淀川区	06-6344-8609	8:30~19:00(月~金) 10:00~17:00(土・日・休祝日) (年末年始休み)
大阪西		大阪市港区南市岡1-2-34	06-6582-5271	8:30~17:15(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
	ハローワークプラザ 難波求人コーナー	大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル4階	06-6214-9226	10:00~18:00(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
	管轄区域	大阪市のうち西区・浪速区・港区・大正区・中央区のうち安堂寺町・上本町西・東平・上汐・中寺・松屋町・瓦屋町・高津・南船場・島之内・道頓堀・千日前・難波千日前・難波・日本橋・東心斎橋・心斎橋筋・西心斎橋・宗右衛門町・谷町6~9丁目		
阿倍野		大阪市阿倍野区文の里1-4-2	06-4399-6007	8:30~17:15(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
	職業紹介コーナー (ルシアス庁舎)	大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアスオフィス棟8階	06-6631-1675	10:00~18:30(月~金) 10:00~18:00(土) (日・休祝日・年末年始休み)
	管轄区域	大阪市のうち阿倍野区・西成区・住吉区・平野区・住之江区・東住吉区		
淀川	管轄区域	大阪市淀川区十三本町3-4-11 大阪市のうち東淀川区・淀川区・吹田市	06-6302-4771	8:30~17:15(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
	管轄区域	東大阪市長栄寺7-6 東大阪市・八尾市	06-6782-4221	8:30~17:15(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
堺		堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎1~3階	072-238-8301	8:30~17:15(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
	職業紹介コーナー (堺東駅前庁舎)	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 高島屋堺店9階	072-340-0944	10:00~18:30(月~金) 10:00~18:00(土) (日・休祝日・年末年始休み)
	管轄区域	堺市		
岸和田	管轄区域	岸和田市作才町1264 岸和田市・貝塚市	072-431-5541	8:30~17:15(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
	管轄区域	池田市栄本町12-9 池田市・豊中市・箕面市・豊能郡	072-751-2595	8:30~17:15(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
池田	管轄区域	池田市・豊中市・箕面市・豊能郡		
	管轄区域	泉大津市旭町22-9 泉大津市・和泉市・高石市・泉北郡	0725-32-5181	8:30~17:15(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
泉大津	管轄区域	柏原市堂島町1-22 柏原市・松原市・羽曳野市・藤井寺市	072-972-0081	8:30~17:15(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
	管轄区域	枚方市岡本町7-1 ビオルネ・イオン枚方店6階 枚方市・寝屋川市・交野市	072-841-3363	8:30~18:00(月~金) 10:00~18:00(土) (日・休祝日・年末年始休み)
枚方	管轄区域	枚方市・寝屋川市・交野市		
	管轄区域	泉佐野市上町2-1-20 泉佐野市・泉南市・阪南市・泉南郡	072-463-0565	8:30~17:15(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
泉佐野	管轄区域	泉佐野市・泉南市・阪南市・泉南郡		
	管轄区域	茨木市東中条町1-12 茨木市・高槻市・摂津市・三島郡	072-623-2551	8:30~17:15(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
茨木	管轄区域	茨木市・高槻市・摂津市・三島郡		
	管轄区域	河内長野市昭栄町7-2 河内長野市・富田林市・大阪狭山市・南河内郡	0721-53-3081	8:30~17:15(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
河内長野	管轄区域	河内長野市・富田林市・大阪狭山市・南河内郡		
	管轄区域	門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2階 守口市・大東市・門真市・四條畷市	06-6906-6831	8:30~17:15(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
門真	管轄区域	守口市・大東市・門真市・四條畷市		
	管轄区域	大阪市港区築港1-12-18 大阪市西成区萩之茶屋1-3-44	06-6572-5191 06-6649-1491	
大阪港				
あいりん				

※ 平日17:15以降及び土曜日・日曜日・休祝日はパソコンによる求人情報の提供及び職業紹介業務のみの取扱いとなります。

(雇用保険関係業務、職業訓練関係業務及び求人関係業務は取り扱っていません。)

※ 年末年始:12月29日~1月3日

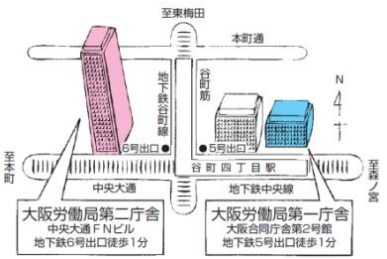
公共職業安定所(ハローワーク)・出先機関 所在地一覧

● 出先機関

名称	所在地	電話番号	ご利用時間
大阪人材銀行	大阪市中央区南本町1-8-14 堺筋本町ビル6階	06-6271-4190	10:00~18:00(月~土) (日・休祝日・年末年始休み)
大阪新卒応援ハローワーク	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル18階	06-7709-9455	10:00~18:30(月~金) 10:00~18:00(土) (日・休祝日・年末年始休み)
大阪わかものハローワーク	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル18階	06-7709-9470	10:00~18:30(月~金) 10:00~18:00(土) (日・休祝日・年末年始休み)
大阪外国人雇用サービスセンター	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル16階	06-7709-9465	10:00~18:00(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
大阪マザーズハローワーク	大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル4階	06-7653-1098	10:00~19:00(月~金) 10:00~18:00(土) (日・休祝日・年末年始休み)
堺マザーズハローワーク	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 高島屋堺店9階	072-340-0964	10:00~18:30(月~金) 10:00~18:00(土) (日・休祝日・年末年始休み)
あべの・わかものハローワーク	大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアスオフィス棟10階	06-4396-7380	10:00~18:30(月~金) 10:00~18:00(土) (日・休祝日・年末年始休み)
ハローワークプラザ難波	大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル4階	06-6214-9200	10:00~19:00(月~金) 10:00~18:00(土) 10:00~17:00(日・休祝日) (年末年始休み)
ハローワークプラザ布施駅前	東大阪市長堂1-5-6 布施駅前セントラルビル2階	06-6785-1414	10:00~18:00(月~土) (日・休祝日・年末年始休み)
ハローワークプラザ泉北	堺市南区茶山台1-2-3 泉北高速鉄道泉ヶ丘駅前	072-291-0606	9:00~17:00(月~土) (日・休祝日・年末年始休み)
ハローワークプラザ藤井寺	藤井寺市春日丘1-8-5 日本生命藤井寺ビル3階	072-955-2570	9:00~17:00(月~土) (日・休祝日・年末年始は休み)
ハローワークプラザ千里	豊中市新千里東町1-4-1 阪急千里中央ビル10階	06-6833-7811	10:00~18:00(月~土) (日・休祝日・年末年始休み)
高槻市地域職業相談室 (ワークサポートたかつき)	高槻市紺屋町1-2 クロスパル高槻(総合市民交流センター)5階	072-684-1112	10:00~18:00(月~土) (日・休祝日・年末年始休み)
八尾市地域職業相談室 (八尾市ワークサポートセンター)	八尾市光町2-60 西武パーキングビル1階	072-929-3400	10:00~18:00(月~土) (日・休祝日・年末年始休み)
大東市地域職業相談室 (ワークサポート大東)	大東市住道2-2 大東サンメイツ2番館4階	072-874-8733	10:00~18:00(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
OSAKAしごとフィールド 大阪東ハローワークコーナー	大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館2階	06-7669-9571	10:00~18:30(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
しごと情報ひろば天下茶屋 阿倍野ハローワークコーナー	大阪市西成区岸里1-1-10	06-7655-5874	9:30~19:00(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
しごと情報ひろばクレオ大阪西 梅田ハローワークコーナー	大阪市此花区西九条6-1-20 クレオ大阪西2階	06-7655-2468	9:30~18:00(火~金) (土~月・祝日・祝日の翌日・年末年始 およびクレオ大阪西閉館日休み)
ハローワークin西淀川 しごと情報ひろば西淀川	大阪市西淀川区御幣島1-2-10 西淀川区役所1階	未定 3/6決定	9:00~17:30(月~金) (土・日・休祝日・年末年始休み)
さかいJOBステーション 堺ハローワークコーナー	堺市堺区中瓦町2-3-24 博愛ビル2階	072-340-2603	10:00~19:00(月~金) (求人受付は17:15まで) (土・日・休祝日・年末年始休み)

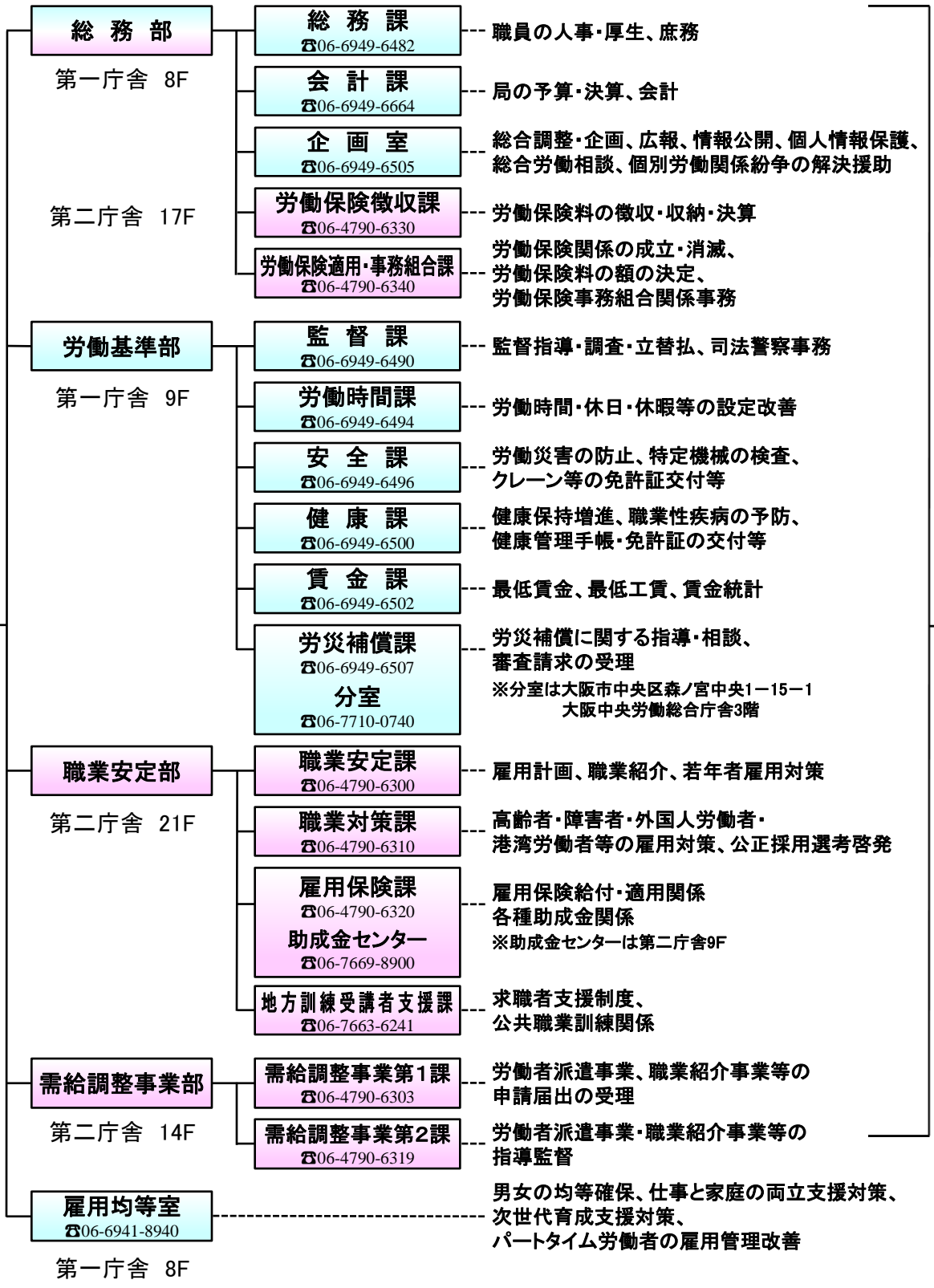
※年末年始: 12月29日~1月3日

大阪労働局について



- 第一庁舎 … 大阪市中央区大手前4丁目1-67 大阪合同庁舎第2号館
 第二庁舎 … 大阪市中央区常盤町1丁目3-8 中央大通FNビル

厚生労働省
大阪労働局



労働基準監督署
・公共職業安定所（ハローワーク）